

▽ 5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更される方針が国から示されている。(季節性インフルエンザ等と同等の扱いとなる)

変更に伴う今後の対応

事 項	5月7日まで	5月8日以降
感染症法上の分類	新型インフルエンザ等感染症(2類相当)	5類感染症
対策本部	本部会議を全53回を開催	廃止
緊急事態宣言等行動制限	できる	できない
県民等への要請	できる	できない(これまでの要請は終了)
飲食店認証制度等	実施	終了(自主的な感染対策の取組に移行)
医療費	公費負担	自己負担(段階的に移行)
外来医療	診療・検査医療機関で対応	外来対応医療機関で対応
入院勧告	できる	できない
感染者の待機	法に基づく7日間の外出自粛要請	5日間の外出自粛を推奨
ワクチン	自己負担なし	R6.3まで自己負担なし
宿泊療養施設	県内各地で確保	原則終了
感染者の把握	全数把握	定点把握
相談体制	受診・相談センター/陽性者帰郷センター	「受診情報センター」に統合し継続

1 対策本部の廃止

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部、及び宮城県危機管理対策本部については、**国の対策本部の廃止に伴い廃止**する。

(参考)新型インフルエンザ等対策特別措置法

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

2 県民等への要請

5類への移行に伴い、**現在の県民等への要請は全て終了**する。

5類移行後も引き続き感染動向の把握を続け、**感染者数が増加した場合等は、記者発表等**で県民に対して**情報提供・注意喚起**を行う。(季節性インフルエンザ等と同様の対応)

3 その他

今後オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現した場合は、国において対応を見直すこととされており、県においても速やかに対応を検討する。

- 1 法的な取扱い（届出、入院勧告・措置、就業制限）
- 2 公費負担の取扱い（検査・治療、入院費、治療薬）
- 3 療養期間の考え方
- 4 入院調整にかかる基本的な考え方
- 5 5月8日以降における確保病床等の見込み
- 6 患者支援体制
- 7 公表（発生動向調査）
- 8 ハイリスク施設（医療機関・高齢者施設等）の取扱い
- 9 新型コロナワクチン接種

1 法的な取扱い（届出、入院勧告・措置、就業制限）

発生届

・感染症法12条/15条に基づく届出・報告

- ①発生届
（ハイリスク者）
- ②日次報告

入院勧告 ・措置

・感染症法19条/20条に基づく入院勧告・措置
・患者移送の根拠
・入院調整の根拠

外出自粛 健康観察

・感染症法44条の3第2項
不要不急の外出自粛を要請
・体調の報告と健康観察

就業制限

・感染症法18条に基づく
就業制限（罰則規定）

終了

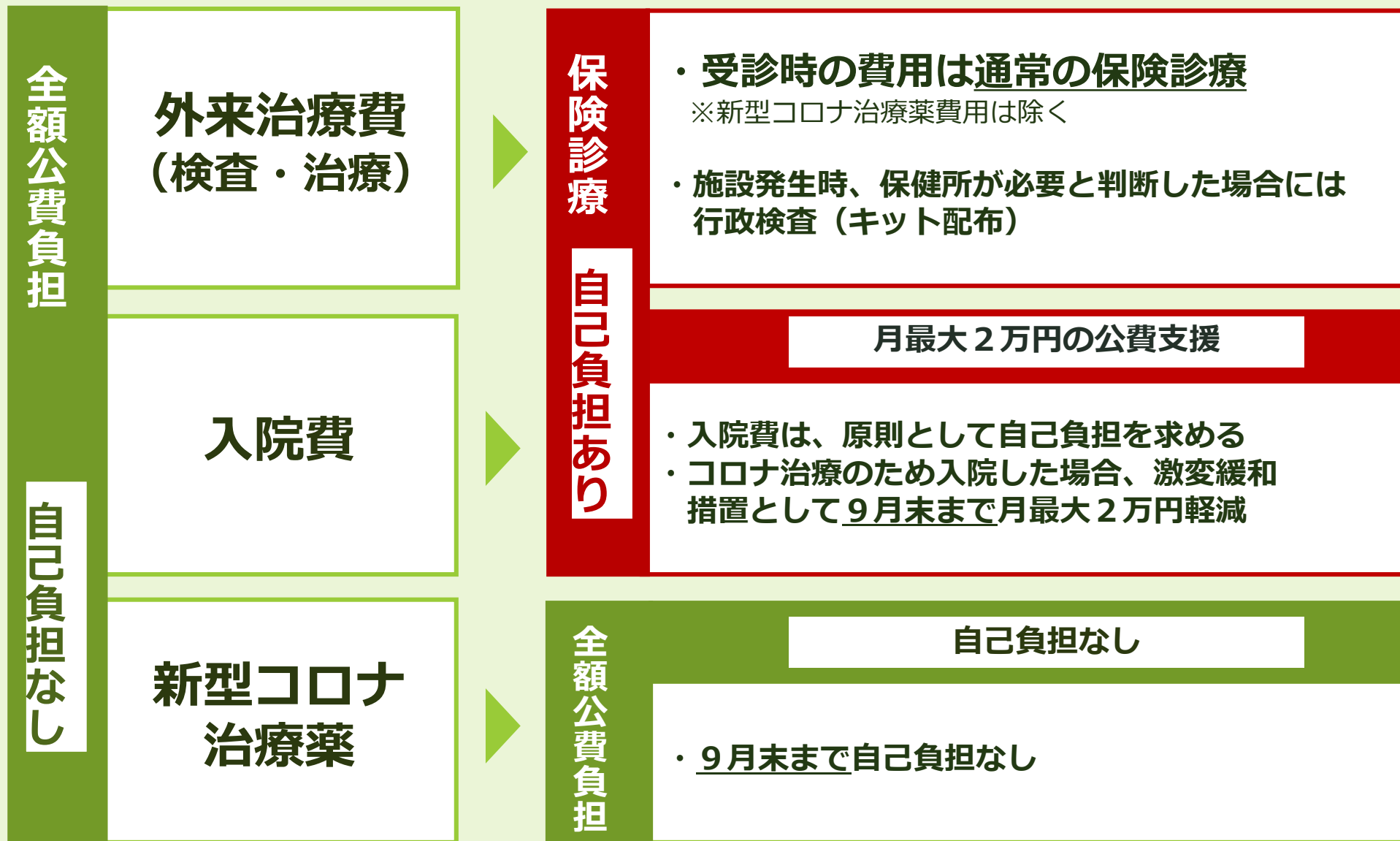
- ・発生届・日次報告は、**5月7日届出分で終了**
（5月7日までの発生届は、5月14日まで
HER-SYSで遡り入力が可能）
- ・陽性者サポートセンター（登録部門）も終了

- ・入院勧告・措置の対象ではなくなる
- ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・行政は医療機関支援などの役割を担う

- ・行政による外出制限がなくなる（個人判断）
- ・届出がないので健康観察は終了
- ・発症後5日間かつ症状軽快24時間後までは
外出を控え様子を見ることを推奨

- ・行政による就業制限はなくなる
- ・個人の主体的な判断を尊重

2 公費負担の取扱い（検査・治療、入院費、治療薬）



3 療養期間の考え方

行政による外出制限・就業制限はなく、個人が主体的に判断

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目以降	
陽性者	有症状者	発症日	発症から5日間かつ症状軽快から24時間経過までは外出を控えて様子を見ることを推奨 症状が重い場合は医師に相談すること					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください					咳やくしゃみ等が続く場合、咳エチケット（マスク着用など）を心がけましょう	
	無症状者	検体採取日	検体採取日から5日間は外出を控えることを推奨 やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等の徹底をお願いします					不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください						
濃厚接触者		保健所による濃厚接触者の特定は行われません 法に基づく外出自粛は求められません 特に5日間(最終接触日を0日目)は自身の体調に注意すること							7日間は発症の可能性がある期間			手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう		

令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」参照

4 入院調整にかかる基本的な考え方

医療体制

- ・入院措置が原則
- ・行政関与が前提
- ・限られた医療機関による特別な対応

変更

自律的な通常対応

幅広い医療機関による対応

入院調整

行政による調整
(病床確保を含む)

変更

入院要否は医療機関が判断

医療機関間調整を基本とする

行政の役割

感染症法
(入院勧告・措置)に
付随する業務として
行政で実施

変更

移行に向けて最長9月末まで実施

体制移行に向けた環境整備

- ・システムによる病床情報の共有
- ・病床情報提供窓口の設置 (8:30~17:00)
- ・入院調整困難時のサポート (保健所及び医療調整本部)

5 5月8日以降における確保病床等の見込み

現在

確保
病床

42病院
622床（重症55床）

- ・限られた医療機関による入院受入れ
- ・全ての医療機関は、自院でコロナ患者が発生した場合、原則として自院対応

5月8日以降（見込み）※

確保
病床

49病院
347床（重症21床）



確保
以外
病床

67病院
663床

- ・確保病床のみならず、幅広い医療機関で入院受入れ
- ・自院でコロナ患者が発生した場合は、引き続き自院対応
- ・行政は、全ての医療機関での入院受入れが出来るよう支援

※新型コロナウイルス感染症法上の位置づけ変更に伴う新型コロナ陽性患者の受入にかかる意向調査より（R5.4.7）

6 患者支援体制

発熱外来	診療・検査医療機関の指定、公表	変更	幅広い医療機関で診療が可能 発熱診療を実施する「外来対応医療機関」を公表
受診相談 陽性相談	受診・相談センター 体調悪化時の相談	継続	機能を統合して「受診情報センター」として継続  0120-056-203 (24時間年中無休)
宿泊療養	隔離目的のホテル入所 要介護高齢者の隔離療養	終了	5月7日(日)で終了
搬送	入院・ホテル等送迎	継続	ケア付き宿泊療養施設は最長9月末まで継続 (自己負担あり)
生活支援品	パルスオキシメーター・ 食品・日用品・子供用品	終了	原則終了 (ケア付き療養施設入所時のみ実施)
陽性者登録	陽性者サポートセンター	終了	5月7日(日)をもって配送終了
検査キット 配布	有症状者向けキット配布	終了	5月7日(日)をもって登録終了
無料検査	感染不安のある県民向け 一般検査事業	終了	5月7日(日)をもって配布終了 (5月5日(金)受付分まで)
		終了	5月7日(日)をもって無料対応は終了

7 公表（発生動向調査）

全数把握

毎日の
感染者数公表

変更

定点把握

定点医療機関（県内の特定の医療機関）にて確認された陽性者数（年齢階級別/性別）を保健所に報告

感染症週報にて毎週木曜に公表

（速報:午前10時頃、正式版:午後2時頃更新）

前週（月～日）までの患者数を翌週木曜に公表

初回公表は5月18日（木）（前週5月8日～14日の患者数）

宮城県感染症発生動向調査情報
2023.4.3 ~ 2023.4.9 - 第14週 -

令和05年04月13日発行

1. 集計

上段は患者発生数、下段は定点当たり

疾病	保健所					仙台市	宮城県(含む仙台市)					
	仙南	塩釜	大崎	石巻	気仙沼		患者数	累計	第11週	第12週	第13週	第14週
水痘		2 0.20		1 0.17			3 0.05	51				
流行性耳下腺炎				1 0.17		1 0.04	2 0.04	19				
感染性胃腸炎	11 2.75	37 3.70	24 4.00	23 3.83	1 0.50	113 4.19	209 3.80	5,778	◎	◎	◎	◎

掲載先 宮城県結核・感染症情報センター

<https://www.pref.miyagi.jp/site/hokans/kansen-center.html>

ゲノム解析公表

変更

県は感染症週報にて週1回公表、仙台市はHPにて随時公表

高齢者施設等の
クラスター公表

終了

5月7日発生分をもって終了

8 ハイリスク施設（医療機関・高齢者施設等）の取扱い

全数探知

- ・発生届
- ・陽性者が発生時の保健所への連絡
- ・クラスター発生施設公表

変更

他の感染症と同様の枠組で対応

- 医療機関、社会福祉施設からの報告による探知**
- 同一の感染症（疑い含）が10名以上発生した場合等の保健所報告
- ・医療機関の院内感染対策の一環としての保健所報告
 - ・社会福祉施設からの随時報告
 - ・クラスターの公表は終了

施設調査対象

- ハイリスク施設**
- ・医療機関
 - ・高齢者施設
 - ・障害者施設

継続

ハイリスク施設優先の調査対応を継続

- オミクロン株が主流の間は、その特徴を踏まえ現在の対応を継続**
- 医療機関、高齢者施設/障害者施設について調査実施
ハイリスク施設以外について保健所の判断により必要時調査実施

発生時検査

- ・保健所が必要と判断した場合の検査（PCR/検査キット）
- ・嘱託医等による検査（行政検査）

変更

- 陽性者発生時、保健所が必要と判断した検査は行政検査（原則検査キット配布にて対応）**
- 検査公費支援が終了するので、上記以外で嘱託医等が検査を行う場合は保険診療又は実費にて施設対応

9 新型コロナワクチン接種

5 類移行後も予防接種法に基づく「特例臨時接種」として、令和6年3月31日まで自己負担なし

接種スケジュール		～5月7日	5月8日～8月	9月～
追加接種	65歳以上	令和4年秋開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン	令和5年春開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン	令和5年秋開始接種 ワクチン未定
	12歳以上 基礎疾患のある方 医療従事者等 上記以外の方		対象外	
	5歳～11歳 基礎疾患のある方 上記以外の方		令和5年春開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン	
			令和4年秋開始接種 オミクロン株対応 2価ワクチン	
初回接種	生後6か月以上	初回接種	従来型ワクチン	